

○別府市営公園テニスコート管理規則

令和 3 年 3 月 3 1 日

規則第 5 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、別府市営公園テニスコート（以下「公園テニスコート」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設区分)

第 2 条 公園テニスコートは、第 1 コートから第 8 コートまでに区分する。

(使用優先の特例)

第 3 条 体育の振興のため、次に掲げる体育行事においては、市長は、公園テニスコートの使用を優先して許可することができる。

- (1) 中学校体育連盟（以下「中体連」という。）又は高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）が主催する体育行事
- (2) 別府市（以下「市」という。）又は別府市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催する体育行事
- (3) その他市長が特に必要と認める体育行事

2 前項各号に掲げる体育行事を調整するため、市長は、毎年度 1 回以上、中体連、高体連、庭球部等関係団体によるスケジュール会議を開くことができる。

(使用の申請及び許可)

第 4 条 公園テニスコートを使用しようとする者は、公園テニスコート使用申請書（様式第 1 号）をその使用しようとする日の 1 か月前から使用する当日までの間に市長に提出するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる体育行事については、毎年 2 月末日までに翌年度の年間計画表等を添えた文書の提出をもって予約することができる。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その適否を決定し、使用を許可したときは、公園テニスコート使用許可書（様式第 2 号）を交

付する。

（公園テニスコート使用券）

第5条 公園テニスコートを一般使用しようとする場合は、前条の規定にかかわらず、使用料を前納して、公園テニスコート使用券（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 前項の公園テニスコート使用券の交付をもって使用の許可に代えるものとする。

（使用料の減免）

第6条 別府市使用料の徴収に関する条例（昭和39年別府市条例第19号。以下「使用料条例」という。）第8条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公園テニスコート使用料減免申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 使用料の減免は、次に定めるとおりとする。

- （1） 市又は委員会が主催する体育行事に使用する場合は、使用料を免除する。
- （2） 別府市立学校主催の体育行事に使用する場合は、使用料を免除する。
- （3） 市長が認定する社会体育団体又は委員会が認定する社会教育関係団体の主催する公式戦等で、市長が特に認めた場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。
- （4） 市又は委員会が共催する体育行事に使用する場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。
- （5） その他市長が公益上特に必要があると認めるときは、前各号の規定に準じて使用料を減額又は免除することができる。

（使用料の還付）

第7条 使用料条例第7条の規定により既納の使用料を100パーセント還付することができる事由の基準は、次のとおりとする。

- （1） 市長において必要を生じたため使用を取り消したとき。
- （2） 使用者の責任によらない天災地変の理由により使用することができないとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公園テニスコート使用料還付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第8条 公園テニスコートの使用の許可を受けた者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許可を受けずに公園テニスコート内において、物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する営利行為をしないこと。
- （2） 許可を受けずに施設に張紙等をしないこと。
- （3） 暴力その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （4） その他係員の指示に従うこと。

（指定管理者による管理）

第9条 条例第15条第1項の規定により公園テニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合の公園テニスコートの使用の許可に関する手続については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、指定管理者が市長の承認を受けて別に定めるところによる。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、公園テニスコートの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

公園テニスコート使用申請書

				年 月 日	
別府市長				あて	
				住所 氏名又は 名称及び 代表者氏名 電 話	
申請者					
次のとおり使用したいので申請します。					
1	使用者(団体)名 (責任者氏名)				
2	使用日時				
3	使用目的				
4	使用コート				
5	使用者の区分 ☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生				
6	入場料徴収の有無 ☐ ない ☐ ある(最高入場料 税込み1人 円)				
7	使用料 円				
8	その他				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案	・ ・
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁	・ ・
				施行	・ ・
決 定 区 分		☐ 許可する ☐ 許可しない			
許可の条件					

様式第2号(第4条関係)

公園テニスコート使用許可書

第 号

1 使用者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者氏名
2 使用日時	
3 使用目的	
4 使用コート	
5 使用者の区分	☐ 一般 ☐ 高校生 ☐ 小学生・中学生
6 入場料徴収の有無	☐ ない ☐ ある(最高入場料 税込み1人 円)
7 使用料	円
8 その他	
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 別府市長 印	

様式第 3 号（第 5 条関係）

No.	No.
公園テニスコート使用券	公園テニスコート使用券
一般 1 面 1 時間 ¥	一般 1 面 1 時間 ¥
年 月 日	年 月 日
別府市長	別府市長

備考 高校生及び小学生・中学生の公園テニスコート使用券については、この券の様式に準ずる。

様式第4号(第6条関係)

公園テニスコート使用料減免申請書

別府市長		あて		年 月 日	
		住 所			
		氏名又は 名称及び 代表者氏名			
		申請者		電 話	
次のとおり申請します。					
1 使用者(団体)名 (責任者氏名)					
2 使用日時					
3 使用目的					
4 使用コート					
5 申請区分	☐ 減額 ☐ 免除				
6 申請理由					
上記申請について次のとおり決定したい。				起 案	・ ・
部 長	課 長	係 長	担 当	決 裁	・ ・
				施 行	・ ・
1 決定区分	☐ 減免する ☐ 減免しない				
2 決定理由	規則第 条 第 項 第 号に該当				
3 減免事項	規定使用料 円	減免する額 円	減免率 %	減免後の使用料 円	
4 備考					

様式第5号(第7条関係)

公園テニスコート使用料還付申請書

					年 月 日	
別府市長		あて		住 所 氏 名 又 は 申請者 名 称 及 び 代表者氏名 電 話		
次のとおり申請します。						
許 可 番 号						
許 可 年 月 日						
使用を取り止め ようとする理由						
既 納 の 使 用 料		円				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案 ・ ・		還付率 %
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 ・ ・		
				施行 ・ ・		還付金額 円
決 定 区 分		☐ 還付する ☐ 還付しない				
備 考						

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）